平成２８年（フ）第１００４号
神戸市中央区花隈町３番34―805号
債務者　池田　秀樹
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４５号
兵庫県姫路市飾磨区下野田４丁目595番地ナチュラリーハイツⅡ　102号
債務者　野村　周作
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４６０号
兵庫県姫路市豊富町甲丘１丁目１番地　兵庫県営姫路江鮒団地２号棟206号
債務者　森　登美雄
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４６１号
兵庫県姫路市梅ケ谷町２番17―419号　グリーンハイツ梅ケ谷、従前の住所愛媛県松山市安城寺町313番地
債務者　片岡　弘美
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４８８号
兵庫県姫路市飾磨区今在家1019番地４
債務者　大西まさみ
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８０４号
広島市東区戸坂山根２丁目１番32―905号
債務者　廣澤　初子（旧姓吉本）
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８１５号
広島市安芸区中野東４丁目15番33―102号
債務者　村上　誠一
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８１６号
広島市安芸区中野東４丁目15番33―102号
債務者　村上　順子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８２５号
広島市中区吉島東１丁目４番18―202号
債務者　迫平　睦民
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３８３号
大分市大字小池原344番地の８（市営２Ａ５―306）
債務者　木本　香織
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４７号
京都府綾部市五津合町上ノ段32番地の１
債務者　谷垣　孝二
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第１８０９号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１　県営東浦住宅17棟302号
債務者　知念　直樹（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８５１号
名古屋市中村区稲上町５丁目57番地　コーポ内川202
債務者　大河内明日香
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９００号
愛知県日進市香久山３丁目505番地　グラン・シャリオＢ棟101
債務者　山北　幸雄
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９１０号
福岡市博多区南八幡町１丁目６番19号
債務者　烏野　真吾
1　決定年月日時　平成28年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７６号
福岡県田川郡香春町大字中津原507番地４、前住所福岡県直方市大字頓野2554番地６　県住23―303号
債務者　倉光　栄治
1　決定年月日時　平成28年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第８０号
福岡県田川郡福智町伊方3903番地１
債務者　竹下　祥宏
1　決定年月日時　平成28年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第７５５号
仙台市若林区石垣町14番地　Ｋハイツ８
債務者　菅原　考一
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係